

認可外保育施設等利用者向け

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用される方はご確認ください。

【対象者・利用料】

- 3歳になって初めての4月から小学校入学までの間の子どもは月額上限37,000円まで、0歳から3歳になってから最初の3月31日までの間の市民税非課税世帯の子どもは、月額上限42,000円までの利用料が無償化されました。
- 無償化の対象となるためには、新見市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
(注1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。
(注2) 「保育の必要性の認定」については、保護者の就労等の要件があります。
- ただし、実費として徴収される費用(行事費等)は、これまでどおり保護者の負担となります。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設等
- 一時預かり事業(保育所等で実施される一時預かり)
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設等は、市町村の確認を受けている施設のみとなります。

無償化の対象となるためには、事前の手続きが必要です。

⇒詳しくは、申請案内をご覧ください。

